



# 総合医療保険

代理請求特約[Y]付集団月掛扱無配当医療保険 引受保険会社 明治安田生命保険相互会社

## 2024年度

〈商品内容のご説明〉

加入対象 ▶ 本人・配偶者

JFEグループ総合医療保険は、病気やケガの入院を幅広く保障します。  
三大疾病が心配な方におすすめです。

### 保険のポイント

#### ▶ 継続して2日以上入院から1入院365日まで保障

病気やケガで継続して2日以上入院から入院給付金をお支払い、1入院365日まで保障します。

#### ▶ 三大疾病入院はお支払い日数が無制限!

三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合は入院給付金のお支払い日数が無制限!

#### ▶ 三大疾病は入院給付金日額を倍額支払います。

#### ▶ 高血圧・糖尿病などの生活習慣病はもちろん、 さまざまな病気・災害を保障!

#### ▶ 所定の手術・手術後の療養、 集中治療室での治療を保障!

#### ▶ 退職後も新年払にて保険年齢 80歳まで保障が準備できる 退職後制度があります。

※退職後制度の保険料は、退職時の年齢により異なりますので、詳細は退職時にご案内いたします。  
現在の保険料より高くなる場合があります。  
退職後制度について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

がん・心筋梗塞・脳卒中  
三大疾病の保障が  
充実していて安心だね!



### ご注意ください

- ▶ お申込みは年1回(申込期間:2024年6月1日(土)~2024年7月12日(金))です。
- ▶ 制度の詳細は「総合医療保険」パンフレットをご覧ください。

申込締切日 2024年7月12日(金) 責任開始日 2024年10月1日(火)  
保険期間 2024年10月1日(火) ~ 2025年9月30日(火)



## ご加入の方へのご案内

### 保障(補償)の内容

**意向確認**  
【ご加入前のご確認】

総合医療保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。  
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合、お支払日数の限度はありません。
- 所定の手術や集中治療室管理を受けた場合も、それぞれ給付金をお支払いします。

### ご加入いただける方

- 本人・配偶者

### 保障内容【加入対象区分：本人・配偶者】

- 保険契約の型:B型、入院給付金の型:2-365日型、入院給付金 日額3,000円・5,000円

給付内容	本人・配偶者共通	
	安心プラン (入院給付金日額3,000円)	充実プラン (入院給付金日額5,000円)
三大疾病で継続して2日以上入院した時 (疾病入院・三大疾病入院給付金)	入院1日当り <b>6,000円</b>	入院1日当り <b>10,000円</b>
三大疾病以外の病気および災害で継続して2日以上入院した時 (365日限度)(疾病入院給付金・災害入院給付金)	入院1日当り <b>3,000円</b>	入院1日当り <b>5,000円</b>
病気や災害で所定の集中治療室管理を受けられた時(120日限度) (集中治療給付金)	集中治療室 管理1日当り <b>3,000円</b>	集中治療室 管理1日当り <b>5,000円</b>
病気や災害で所定の手術を受けた時(手術の種類により) (手術給付金)	手術1回当り <b>1.5・3・6・12万円</b>	手術1回当り <b>2.5・5・10・20万円</b>
給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受け、手術の日 から継続して30日以上入院の時	1回当り <b>3万円</b>	1回当り <b>5万円</b>
死亡または高度障害になった時 (死亡・高度障害保険金)	<b>30万円</b>	<b>50万円</b>

※災害や病気による入院給付金のお支払日数は、1回の入院について365日を限度とします。

※入院給付金のお支払日数は、災害による入院、疾病による入院それぞれについて通算して1,095日を限度とします。

ただし、三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合、お支払日数の限度はありません。

※集中治療給付金のお支払日数は、120日を限度とします。

※手術給付金のお支払限度はありません。(ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。)

※手術後療養給付金のお支払限度はありません。

※配偶者とは法律上の婚姻関係にある相手方をいいます。

本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

入院から退院まで...

継続した2日以上入院から  
長期の入院までしっかりサポート!

## 充実プラン (入院給付金日額5,000円の場合のお支払内容)

病気・災害による  
継続した2日以上  
入院のとき

疾病入院給付金  
災害入院給付金

1日につき  
**5,000円**

継続して2日以上入院されたとき、  
1日目からお支払いします。  
(1入院365日限度)

三大疾病\*で継続した  
2日以上入院の場合

\*がん(上皮内がん、  
急性心筋梗塞、脳卒中)

疾病入院・三大疾病  
入院給付金

1日につき  
**10,000円**

支払限度日数  
**無制限**

安心して治療に  
専念できます

災害や病気で所定の  
集中治療室管理(ICU)を  
受けられたときも

集中治療給付金

1日につき  
**5,000円**

集中治療室管理日数分をお支払いします。  
(120日限度)

災害や病気で  
所定の手術を  
受けられたときも

手術給付金

**2.5・5・10・20万円**

手術の種類によりお支払いします。  
(入院給付金日額の5倍・10倍・20倍・40倍  
のいずれか)

災害や病気で  
手術後の療養も

手術後療養給付金

1回の手術につき  
**50,000円**

給付金倍率40倍に手術給付金の支払われる  
手術を受け、手術の日から継続して30日以上  
入院したときお支払いします。

死亡・高度障害保険金

**50万円**

死亡・高度障害のとき

## 月額保険料

●保険契約の型:B型、入院給付金の型:2-365日型

保険期間1年、集団月掛扱月払

年齢 (該当生年月日)	安心プラン (入院給付金日額 3,000円)		充実プラン (入院給付金日額 5,000円)	
	男性	女性	男性	女性
16歳~20歳 (2004.4.2~2009.4.1)	879円	870円	1,465円	1,450円
21歳~25歳 (1999.4.2~2004.4.1)	954円	942円	1,590円	1,570円
26歳~30歳 (1994.4.2~1999.4.1)	1,047円	1,038円	1,745円	1,730円
31歳~35歳 (1989.4.2~1994.4.1)	1,113円	1,107円	1,855円	1,845円
36歳~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	1,233円	1,227円	2,055円	2,045円
41歳~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	1,437円	1,422円	2,395円	2,370円
46歳~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	1,869円	1,848円	3,115円	3,080円
51歳~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	2,250円	2,208円	3,750円	3,680円
56歳~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	2,973円	2,895円	4,955円	4,825円
61歳~65歳 (1959.4.2~1964.4.1)	4,122円	3,981円	6,870円	6,635円
66歳~69歳 (1955.4.2~1959.4.1)	5,976円	5,739円	9,960円	9,565円

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2024年10月1日現在満39歳6ヵ月を超え40歳6ヵ月まで

※配偶者のみの加入はできません。ご本人のご加入日額と同額かそれ以下でご加入ください。

※記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

加入日(\*)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

## ご注意事項

- 三大疾病による入院については、入院給付金のお支払制限(1入院365日、通算1,095日)はありません。対象となる三大疾病にはつぎのような事例があります。

<b>悪性新生物 ・ 上皮内新生物 (がん・上皮内がん)</b>	1.口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 2.消化器の悪性新生物 3.呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 4.骨および関節軟骨の悪性新生物 5.皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 6.中皮および軟部組織の悪性新生物 7.乳房の悪性新生物 8.女性生殖器の悪性新生物 9.男性生殖器の悪性新生物 10.腎尿路の悪性新生物	11.眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 12.甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 13.部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 14.リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 15.独立した(原発性)多部位の悪性新生物 16.上皮内新生物 17.真正赤血球増加症<多血症>、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症 18.ランゲルハンス細胞組織球症
<b>急性心筋梗塞</b>	19.急性心筋梗塞 20.再発性心筋梗塞	21.急性心筋梗塞の続発合併症
<b>脳卒中</b>	22.くも膜下出血 23.脳内出血 24.脳梗塞	25.くも膜下出血の続発・後遺症 26.脳内出血の続発・後遺症 27.脳梗塞の続発・後遺症

※対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症・合併症・後遺症であると会社が認めたものはその対象に含みます。

- 「集中治療室管理」とは、所定の施設において、内科系、外科系問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行うことをいいます。(総合周産期特定集中治療室や新生児特定集中治療室における集中治療室管理は対象とはなりません。)

\*保険金等のお支払いについては、本パンフレット4ページに詳細が記載されています。必ずご確認ください。

## 加入資格

本人…役員・従業員の方で、申込日(告知日)現在、申込書記載の告知内容に該当し、2024年10月1日現在年齢が満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方です。ただし、既加入者の方は満69歳6ヵ月まで継続できます。

配偶者…本人の配偶者で、申込日(告知日)現在、申込書記載の告知内容に該当し、2024年10月1日現在年齢が満18歳以上を超え、満65歳6ヵ月までの方です。ただし、既加入者の方は満69歳6ヵ月まで継続できます。

なお、既加入者の方で保険期間中に満69歳6ヵ月を超えた方は、保険期間の満期(2025年9月30日)まで継続できます。

また、配偶者のみのお取扱いはできません。

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

## ●告知内容

<b>本人</b> <b>【現在の就業状態】</b> 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。	<b>本人・配偶者共通</b> <b>【過去3ヵ月以内の健康状態】</b> 申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
<b>配偶者</b> <b>【現在の健康状態】</b> 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。	<b>【過去2年以内の健康状態】</b> 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。

**重要**

告知内容に相違ないことを確認して、お申込みください。不明な点等あれば必ず事前に明治安田生命あてにご確認願います。

## 契約者：JFEホールディングス(株)

※この制度は生命保険会社と締結した代理請求特約[Y]付 集団月掛扱無配当医療保険契約に基づき運営します。

引受保険会社：明治安田生命保険相互会社  
 担当部署：総合法人第二部 法人営業第三部  
 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル24階  
 TEL. 03-6259-0014

制度内容・保険料などに関するお問い合わせは専用ダイヤルまでお気軽にお問い合わせください。

JFE グループ総合医療保険  
 専用フリーダイヤル

通話料  
 無料

0120-030-050

明治安田生命保険相互会社  
 総合法人第二部  
 法人営業第三部

○2024年6月3日(月)～7月12日(金) ○受付時間9:00～17:00(土・日・祝日は除く)

(照会受付期間終了後は明治安田生命保険相互会社 総合法人第二部 法人営業第三部 TEL. 03-6259-0014まで)

## 保険金(死亡・高度障害)のお支払いについて

死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(\*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

### 高度障害

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(\*)以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

### ■高度障害状態とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき
2. 言語またはしゃく機能を全く永久に失ったとき
3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき

※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便、排尿、その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

### 保険期間

- 1年間(2024年10月1日～2025年9月30日)で以後毎年更新します。

### 保険料の払込み

- 保険料は毎月の給与から控除します。(初回は10月支給給与から)

### 税法上の取扱い

- 保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。
- 入院給付金・集中治療給付金・手術給付金・手術後療養給付金は非課税です。
- 本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。  
※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。
- 本人が受取る配偶者の死亡保険金は、一時所得として課税されます。  
※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。  
※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。  
※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。

### 申込方法

- 所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。加入は年一回のみです。
- 昨年と同額継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合は、昨年度と同額継続となります。  
※ただし保険料は年齢区分の変更により変更される場合があります。

### 自動更新の取扱い

- 保険期間の満了の日の2ヵ月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了の日の翌日における保険年齢が69歳を超えるときは、自動更新のお取扱いをしません。  
※更新後のご契約の保険期間は1年です。  
※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

### その他

- 保険料のお払込み方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。  
※この保険には満期保険金はありません。  
※この保険には自動振替貸付制度はありません。  
※現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。

### 給付内容について

#### 【各給付金 共通】

- 入院給付金(災害入院給付金・疾病入院給付金・三大疾病入院給付金)・手術給付金・集中治療給付金・手術後療養給付金のお支払いは、加入日(\*)以後に発生した不慮の事故または発病した疾病を原因とする場合に限りです。  
※不慮の事故については、普通保険約款の付表「対象となる不慮の事故」をご覧ください。
- 詳細は約款の規定によります。  
※お支払対象となる三大疾病・集中治療室管理・手術および給付倍率の詳細については「ご契約のしおり 約款」に記載しています。

#### 【災害・疾病・三大疾病入院給付金 共通】

- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ次のすべてを満たすときは継続した1回の入院とみなします。  
ア. 転入院または再入院と前回の入院の原因が同一または医学上重要な関係があること  
イ. 前回の入院の退院日の翌日から転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以内であること
- 被保険者が入院給付金(災害入院給付金・疾病入院給付金・三大疾病入院給付金)の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故その他の外因による傷害または異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係があると当会社が認めるときは、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

#### 【災害入院給付金・疾病入院給付金について】

- 疾病入院給付金は、保険期間中に、加入日(\*)以後に発病した疾病の治療を目的として入院した場合にお支払します。
- 災害入院給付金は、保険期間中に、加入日(\*)以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合にお支払します。
- 災害入院給付金と疾病入院給付金が重複する場合には、重複する期間については災害入院給付金のみをお支払いします。
- 次の3つの入院は、疾病入院給付金のお支払対象となります。
  - ①加入日(\*)以後に発生した、不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院
  - ②加入日(\*)以後に発生した、不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
  - ③加入日(\*)以後に開始した、異常分娩のための入院

#### 【三大疾病入院給付金について】

- 三大疾病入院給付金は、保険期間中に三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)の治療を目的として入院をした場合に、疾病入院給付金に加えてお支払いします。

#### 【集中治療給付金について】

- 集中治療給付金は、保険期間中に集中治療室管理を受けたときにお支払いの対象となり、お支払日数は通算して120日を限度とします。

#### 【手術給付金について】

- 所定の手術については、普通保険約款の付表「対象となる手術および給付倍率表」をご覧ください。
- 手術給付金は保険期間中に疾病または傷害の治療を目的として手術を受けたときにお支払の対象となります。同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも給付倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術給付金をお支払いします。

### 【手術後療養給付金について】

- 手術後療養給付金は、保険期間中に給付倍率40倍の手術給付金が支払われる手術を受け、手術を受けた日から継続して30日以上入院したときにお支払いの対象となります。
- 手術後療養給付金のお支払いの対象となる入院は、給付倍率40倍の手術をお受けになる直接の原因となった疾病または不慮の事故による傷害の治療を目的とした入院に限ります。
- 災害または疾病で継続して2日以上入院したときにお支払の対象となります。したがって入院給付金のお支払額は、入院給付金日額×入院日数となります。
- 災害入院給付金のお支払日数は、1回の入院につき365日、更新前、更新後を通算して1,095日を限度とします。
- 疾病入院給付金のお支払日数は、1回の入院につき365日、更新前、更新後を通算して1,095日を限度とします。ただし、三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合は、お支払日数の限度はありません。

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

### 代理請求特約[Y]について

代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる給付金・保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金・保険金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金・保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

指定代理請求者は、給付金・保険金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

- 1.被保険者の戸籍上の配偶者
- 2.被保険者の直系血族
- 3.被保険者の兄弟姉妹
- 4.被保険者の3親等内の親族
- 5.次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために給付金・保険金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。

ア.上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方

イ.被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行っている方(法人および法人の代表者を除く)

\*給付金・保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

\*給付金・保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金・保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。

お支払いした給付金・保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

給付金・保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金・保険金をご請求いただいてもお支払いできません。

ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で回答することがあります。

指定代理請求者に給付金・保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金・保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。

指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

お支払いできない場合について(解除・免責等)

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取消しとなる場合があります。)
- 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき

### 1.死亡保険金について

- ①加入日(\*)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。)
- ②契約者の故意によるとき
- ③死亡保険金受取人の故意によるとき
- ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

### 2.高度障害保険金について

- ①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
- ②契約者の故意または重大な過失によるとき
- ③被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

### 3.災害入院給付金、疾病入院給付金、集中治療給付金、手術給付金、手術後療養給付金について

- ①被保険者の薬物依存または自殺行為によるとき(ただし、災害入院給付金を除きます。)
- ②契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ③被保険者の犯罪行為によるとき
- ④被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
- ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ⑥被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき
- ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ⑧地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
- ⑨戦争その他変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
- ⑩頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないとき(ただし、手術給付金・手術後療養給付金を除きます。)

### 受取人について

本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金・給付金の受取人は被保険者となります。ご加入の際は「契約概要・注意喚起情報」を事前にご一読ください。

### 個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会

社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社以上に上記の範囲内で提供します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

\*死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください

い。指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

「生命保険契約者保護機構」について

引受会社は「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構は生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保険契約者等の保護を図り、生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。なお、補償対象契約は、特定特別勘定に係る部分を除いた契約で、補償限度は高予定利率契約(\*)を除き、責任準備金等の90%とすることが定められています。(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。)また予定利率等の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度が設けられる可能性もあります。

詳細については、保護機構(<https://www.seihohogo.jp>)をご覧ください。

(\*)破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率を超えていた契約を指します。現在の基準利率については、引受会社または保護機構のホームページで確認できます。

ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。

「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。明治安田生命までお問い合わせください。

【「ご契約のしおり 約款」記載事項の例】

- お申し込みの撤回(クーリング・オフ)について
- 契約内容の変更等について
- 解約と返戻金について
- 保険金等をお支払いできない場合について
- 健康状態等の告知義務について
- 「生命保険契約者保護機構」について

【お取扱できない事項の例】

- 保険期間中の保障額の増額・減額はできません。
- 保険期間の変更はできません。
- 保険料の払込方法の変更はできません。

※引受保険会社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。

※当社は相互会社であり、ご契約者が社員(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

約款規定については引受保険会社のホームページ

(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。

なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性あります。

## JFEグループ総合医療保険 加入申込書兼告知書の記入方法

- **ご注意!!** お申し込み内容に修正がある場合は、必ず訂正印(申込印と同じ印)を押印願います。告知は大切な事項です。内容をご確認のうえ、お手続きください。不明な点等あれば事前に必ずお問い合わせください。(告知内容が事実と相違していた場合、給付金および保険金をお支払いできない場合があります。また将来にわたっての契約解除が発生しますのでご留意願います。)

保険会社からのお問い合わせ注意

〈給付金・保険金のご請求について〉

- 給付金・保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにJFEライフ(株)にご連絡のうえ、JFEライフ(株)を経由して引受会社にご請求ください。
- 給付金・保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等への事実の確認に伺う場合があります。

〈改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について〉

- ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかにJFEライフ(株)を経由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかにJFEライフ(株)を経由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、JFEライフ(株)を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、JFEライフ(株)が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

申込印は1枚目から3枚目までご押印のうえ、1枚目、2枚目をご提出ください。(3枚目は本人控えです。)

## 契約概要・注意喚起情報 総合医療保険(代理請求特約[Y]付集団月掛扱無配当医療保険)

### 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

## 契約概要【ご契約内容】

### 1. 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

### 2. 継続可能年齢・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容・保険料	支払事由
総合医療保険	P3	P4	P1	P4

### 3. 配当金

総合医療保険は、配当金はありません。

### 4. 脱退による返戻金

総合医療保険には、脱退(解約)による返戻金はありません。

### 5. 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社:東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル24階

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

### 1. お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

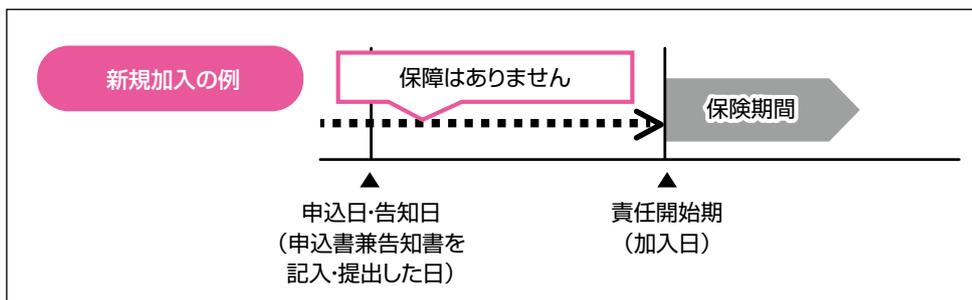
この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日\*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

### 2. 告知に関する重要事項

- 現在および過去の健康状態について、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。
- 正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

### 3. 責任開始期(加入日\*)

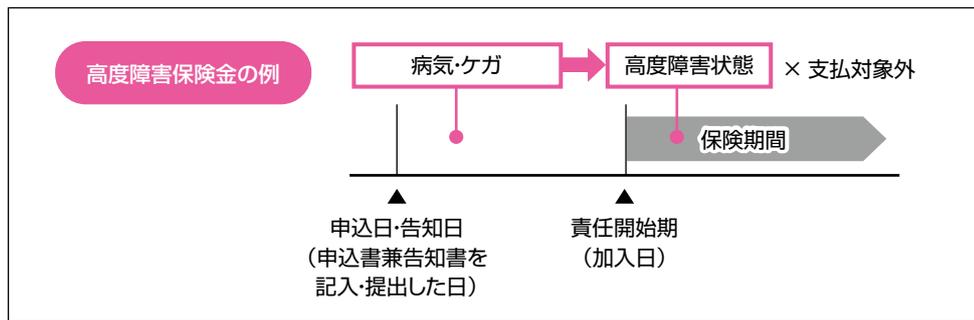
- ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日\*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日\*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。



- ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

#### 4. 保険金等をお支払いできない主な場合

- 責任開始期(加入日\*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。



- 責任開始期(加入日\*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。
- 上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。  
総合医療保険(5ページ)

#### 5. 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。

(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

#### 6. ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先	本パンフレット記載の団体窓口または引受保険会社
告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先	<b>明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口</b> <b>0120-661-320</b> 受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く) <b>9:00~17:00</b>

- この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

#### 7. 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。
- 保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 総合医療保険については、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人が請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求者が請求することができますので、指定代理請求者に対しては、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

明治安田生命保険相互会社 総合法人第二部 法人営業第三部 TEL. 03-6259-0014

MY-A-24-無医-003576





## 申込書の提出先



社内メール

ご返送はJFEグループの社内メールでお願いします。

**蔵前 JFEライフ株式会社 保険本部 業務部 行**



ご郵送

社内メールをご利用できない方は、下記へご郵送ください。

**JFEライフ株式会社 保険本部 業務部 行**

〒111-0051 東京都台東区蔵前2-17-4 JFE蔵前ビル7階

## JFEライフのお問い合わせ窓口(取扱代理店)

### 東京保険グループ

〒111-0051 東京都台東区蔵前2-17-4  
JFE蔵前ビル7階

**TEL** 03-3864-3649 / **FAX** 03-3864-5319  
**☎** 0120-202-750

### 津出張所

〒514-0301 三重県津市雲出鋼管町1  
社員クラブ

**TEL** 059-246-3730 / **FAX** 06-6342-0684  
**☎** 0120-055-874

### 千葉保険グループ

〒260-0835 千葉県千葉市中央区川崎町1  
JFEスチール(株) 東日本製鉄所(千葉地区)内 本館1階

**TEL** 043-262-2152 / **FAX** 043-262-4204  
**☎** 0120-215-480

### 阪神保険グループ

〒530-0003 大阪府大阪市北区堂島1-6-20  
堂島アバンザ10階

**TEL** 06-6342-0680 / **FAX** 06-6342-0684  
**☎** 0120-771-337

### 京浜・エンジ保険グループ

〒230-0045 神奈川県横浜市鶴見区末広町2-1  
JFE鶴見ベイプラザ1階

**TEL** 045-506-3005 / **FAX** 045-503-5330  
**☎** 0120-703-044

### 倉敷保険グループ

〒712-8007 岡山県倉敷市鶴の浦1-5-5

**TEL** 086-444-4500 / **FAX** 086-447-4409  
**☎** 0120-460-365

### 知多保険グループ

〒475-8611 愛知県半田市川崎町1-1  
JFEスチール(株) 知多製造所内 別館ビル3階

**TEL** 0569-24-2810 / **FAX** 0569-24-2898  
**☎** 0120-365-980

### 福山保険グループ

〒721-0931 広島県福山市鋼管町1  
JFEスチール(株) 西日本製鉄所(福山地区)管理センター 別館1階

**TEL** 084-941-3357 / **FAX** 084-943-2103  
**☎** 0120-237-816

<https://www.jfe-life.co.jp/hoken/>



**JFE ホールディングス 株式会社**

JFE